

回 答 書

受付番号	回収年月日	回収場所	担当主管課
第25号	令和6年3月26日	伊予市役所	産業建設部 環境政策課
題 目(テーマ): プラスチックごみの海洋汚染問題とその対応策について			
提 案 理 由(要旨)			
<p>プラスチックごみの多くは使い捨てされており、利用後きちんと処理されず環境中に流出してしまいます。そして環境中に流出したごみのほとんどが最終的に行きつく場所が海です。この海洋のごみの影響により、魚類・海鳥・アザラシ等の海洋哺乳動物・海ガメ、少なくとも約700種類の生物が傷つけられたり死んだりしています。このうち、実に92%がプラスチックごみの影響となっています。</p> <p>更に、人への影響も懸念されつつあります。欧米・日本でも血液中からマイクロプラスチックやナノプラスチックが見つかり、心臓発作、脳卒中等の死亡のリスクを高める可能性があるとも言われています。下記についてご検討をお願いします。</p> <ol style="list-style-type: none">1 河川から海への流出防止(管理者等も決定)2 海岸におけるごみ拾い運動(1回/月)3 用水路におけるごみ箱の廃止4 3R(リデュース、リユース、リサイクル)活動の推進			
回 答 内 容			
<p>伊予市のプラスチックごみの海洋汚染問題とその対応策について、貴重なご提案ありがとうございます。</p> <p>1点目の「河川から海への流出防止(管理者等も決定)」のご提案につきましては、日ごろから環境に関する情報発信、環境学習を通じて、プラスチックごみが環境に与える影響を広く啓発し、プラスチックごみのリサイクルやリユースを促進し、廃棄物の削減を図る取組を行っております。令和5年度には、環境学習、環境展示、企業と連携などを通じて、環境イベントを計8回開催しました。これらの取組により、可燃ごみは前年比で約20%削減され、さらに、プラスチックごみの資源化量が1割程度増加したことから、プラスチックのリサイクルが進展したと考えております。</p> <p>また、プラスチックごみの流出防止に向けて、河川管理者やボランティア団体と連携し、</p>			

不法投棄禁止看板の設置やごみ拾いイベントなどの施策を展開したいと考えております。

2点目の海岸におけるごみ拾い運動(1回/月)につきましては、毎年地元の方々の協力のもと、地域清掃を奨励し、集めたごみの無料回収・処理を行う地域清掃強化月間を6月から11月くらいまでの期間で実施しております。

また、ボランティア団体には無償でごみ袋を提供し、海岸や河川等のごみ拾い活動に参加いただいております。令和5年度には、小学生や企業関係者等との連携した海岸清掃イベントも実施され、ごみの分別指導などの形で市職員も参画しております。今後も企業や学生との連携を図りながら、環境イベントを開催し周知・啓発に努めたいと考えております。

3点目の用水路におけるごみ箱の廃止につきましては、現在、地域には約 1,000 か所のごみステーションが設置されており、地域の責任で管理されております。一部のごみステーションが用水路に接していることから、プラスチックごみの流出が懸念されておりますが、臭いや見た目などの問題から、設置場所が限られ、また、その設置場所については、地域の皆さまの合意と責任において設置いただいております。規制すると地域のごみステーションが設置困難となることが想定されます。そのため、今後の新規設置に際しては、用水路付近へ設置しないよう呼びかけるとともに、調査研究を進め、規制については、将来的な課題として検討していきたいと存じます。

最後に4点目の3R(リデュース、リユース、リサイクル)活動の推進につきましては、環境保護や持続可能な生活を促進するための重要な取組で、これらの活動を推進するためには、家庭、企業、行政の協力が不可欠でございます。情報発信や啓発活動が重要と考えており、環境基本計画や一般廃棄物処理基本計画、分別収集計画などを策定し、市民や企業等に 3R 活動を推奨し、啓発活動を行っております。

引き続き、市民の皆様により良い施策を提供できるよう努めてまいりますので、ご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。